| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） |
| 第14　教育庁の私債権に係る監査の結果及び意見 |
| ２　業者使用光熱水費 |
| 【監査の結果27】評価性引当金の適切な計上【教育庁】 | 大阪府は，業者使用光熱水費につき，評価性引当金報告書において貸倒等懸念債権に分類した上で，不納欠損引当金を計上すべきである。・淀川清流高等学校・長野高等学校 | 令和２年度分の新公会計年次決算整理において、貸倒等懸念債権に分類した上で、不納欠損引当金を計上するため評価性引当金報告書を作成の上、会計局へ提出し計上手続が完了した。今後も適切に評価性引当金の計上を行っていく。 | 措置 |
| ４　高等学校等修学資金奨励費貸付金 |
| 【監査の結果29】評価性引当金の適切な計上【教育庁】 | 大阪府は，高等学校等修学資金奨励費貸付金の返還対象者からの実質的な返還見込みを適切に評価し，適切な額の不納欠損引当金を計上すべきである。（市町村教育室　小中学校課） | 令和２年度分の新公会計年次決算整理において、貸倒等懸念債権に分類した上で、不納欠損引当金を計上するため評価性引当金報告書を作成の上、会計局へ提出し計上手続が完了した。今後も適切に評価性引当金の計上を行っていく。 | 措置 |